

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和2(2020)年度補正予算概要	1
2 令和3(2021)年度予算概要	2～17
3 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子	18～41
4 函館市都市景観条例の一部を改正する条例の骨子	42～44
5 令和3(2021)年度一般財団法人函館市住宅都市施設公社 事業計画の報告について	45

1 令和2（2020）年度補正予算概要

一般会計

[歳入]

(単位：千円)

科目	補正額	説明
指定寄付金	200	歴史的建造物保全調査事業費分増
土木債	△ 24,000	市街地再開発事業債皆減
	24,000	過疎地域自立促進特別事業債

[歳出]

土木費

(単位：千円)

科目	補正額	説明	特定財源
土木総務費	4,238	補助金等返還金 4,238	
建築行政費	△ 4,941	空家等対策推進費減 △ 4,941 ヤングファミリー住まいりんぐ 支援補助金減 △ 4,941	(国) ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金 △ 2,188
都市計画総務費	△ 2,000	都市景観形成推進費減 △ 2,000 景観形成住宅等建築奨励金皆減 △ 2,000	(国) 都市景観形成費補助金 △ 900
住宅管理費	△ 16,672	市営住宅耐震等改修事業費 (宮前改良団地) 減 △ 15,472 高齢者向け優良賃貸住宅 家賃対策補助金減 △ 1,200	(国) 公営住宅家賃対策補助金 △ 600 (国) 公営住宅改善費補助金 △ 7,469 (地方債) 公営住宅建設事業債 △ 7,700
西部地区 歴史的町並み 保全事業費	△ 3,968	景観形成指定建築物等 保全事業補助金減 △ 1,308 指定建造物等活用支援事業補助金減 △ 2,660	(国) 都市景観形成費補助金 △ 790

2 令和3（2021）年度予算概要

一般会計

[歳 出]

総務費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
企 画 費	314	市民協働推進費 市民協働モデル事業補助金 歴史的建造物を活かし地域の魅力を生かす 伝統的建築技術継承人材育成事業補助金	

土木費

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
建 築 行 政 費	231,215	建築行政推進費 建築確認支援システム経費 宅地開発指導事務費 大規模盛土造成地 滑動崩落予測調査費 その他諸経費 公共建築物等設計監理経費 公共建築物等維持補修 設計監理業務委託料 建築積算システム経費 その他諸経費 特定建築物耐震化支援事業費 耐震改修工事補助金 空家等対策推進費 空家等除却支援補助金 空家等改修支援補助金 ヤングファミリー 住まいりんぐ支援補助金 その他諸経費	30,954 2,005 131 12,175 26,000 2,818 33,482 70,757 31,801 448 1,233 114,983 30,249 6,000 6,000 15,338 2,911 (国) 大規模盛土造成地滑動崩落予測調査費補助金 (国) 住宅・建築物安全対策支援事業費補助金 (国) 空家再生等推進費補助金 6,000 (国) ヤングファミリー住まいりんぐ支援補助金 6,902 (国) 住宅リフォーム補助金 5,320

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源	
		補助金	15,560	(国) 統計調査委託金
		住生活環境向上事業補助金	3,500	
		木造住宅耐震化支援事業補助金	60	72
		住宅リフォーム補助金	12,000	(道) 住宅・建築物安全対策支援事業費補助金
		定住促進マイホーム資金貸付金	1,842	29,723
		いきいき住まい改良資金貸付金	4,145	(その他) 貸付元金収入
				5,987
				(その他) 空家等緊急時管理行為費用収入
				996
				(その他) その他の雑入
				27
都市計画総務費	36,456	都市計画調査費	2,513	(国) 都市景観形成費補助金
		都市計画現況図作成費 (債務負担行為分)	8,619	900
		西部地区再整備事業推進費	22,312	(その他) 屋外広告物手数料
		西部地区再整備事業 プロジェクト推進費	2,312	8,102
		(仮称)西部地区再整備会社出資金	20,000	(その他) その他の雑入
		都市景観形成推進費	2,873	50
		景観啓発活動経費	501	
		景観アドバイス関係経費	99	(地方債) (仮称)
		景観形成住宅等建築奨励金	2,000	西部地区再整備会社出資債
		屋外広告物許可事務等関係経費	79	
		その他諸経費	194	20,000
		土地区画整理事業促進費	139	

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
市街地再開発事業費	183,200	函館駅前東地区市街地再開発事業費 183,200 市街地再開発事業費補助金	(国) 市街地再開発事業費補助金 91,600 (地方債) 市街地再開発事業債 91,600
住宅管理費	884,553	市営住宅等管理費 338,094 火災保険料 5,497 土地賃借料 12,261 借上市営住宅借上料 294,022 その他諸経費 26,314 市営住宅等管理委託料 428,329 (債務負担行為分) 市営住宅等収納業務委託料 27,673 市営住宅居住性向上改善事業費 51,787 湯川団地30～33号棟 (別添資料参照 7ページ) 市営住宅給水設備改修事業費 6,300 花園団地7号棟 (別添資料参照 8ページ) 市営住宅防災警報器更新事業費 6,900 港3丁目B団地ほか6団地 (別添資料参照 9～15ページ) 市営住宅屋上防水改修事業費 7,200 日乃出改良団地2号棟 (別添資料参照 16ページ) 住宅マスタープラン策定経費 4,368 公営住宅等長寿命化計画策定経費 8,598	(国) 公営住宅家賃対策補助金 41,328 (国) 公営住宅改善費補助金 22,854 (国) 住宅マスタープラン策定経費補助金 1,947 (国) 公営住宅等長寿命化計画策定経費補助金 3,869 (その他) 市営住宅使用料 767,326 (その他) 市営住宅駐車場使用料 30,054 (その他) 特定公共賃貸住宅使用料 44,684

(単位：千円)

科 目	予 算 額	説 明	特 定 財 源
		高齢者向け優良賃貸住宅 家賃対策補助金 5,304	(その他) 特定公共 賃貸住宅駐車場 使用料 2,220 (その他) サービス 付き高齢者向け 住宅事業登録手 数料 207 (その他) 土地貸付 収入 1,434 (地方債) 公営住宅 建設事業債 28,900
住 宅 建 設 費	960,570	公営住宅建設費 960,570 大川団地 (公営住宅移転建替) 960,570 1号棟 35戸 807,033 継続年度 令和2～3年度 2号棟 33戸 107,311 継続年度 令和3～4年度 3号棟 62戸 38,800 移転費、その他 7,426 (別添資料参照 17ページ)	(国) 公営住宅建設 費補助金 400,350 (地方債) 公営住宅 建設事業債 492,700
西 部 地 区 歴 史 的 町 並 み 保 全 事 業 費	31,119	歴史的建造物継承・活用推進事業費 3,571 景観形成指定建築物等保全事業補助金 9,920 伝統的建造物群保存地区保存事業費 12,463 指定建造物等取得資金利子補給費 165 (債務負担行為分) 指定建造物等活用支援事業補助金 5,000	(国) 都市景観形成 費補助金 12,522

[継続費]

(単位：千円)

款	項	事業名	年度	年割額
土木費	住宅費	大川団地 公営住宅建設事業 (2号棟33戸)	令和3(2021)年度	107,311
			令和4(2022)年度	769,569
			計	876,880

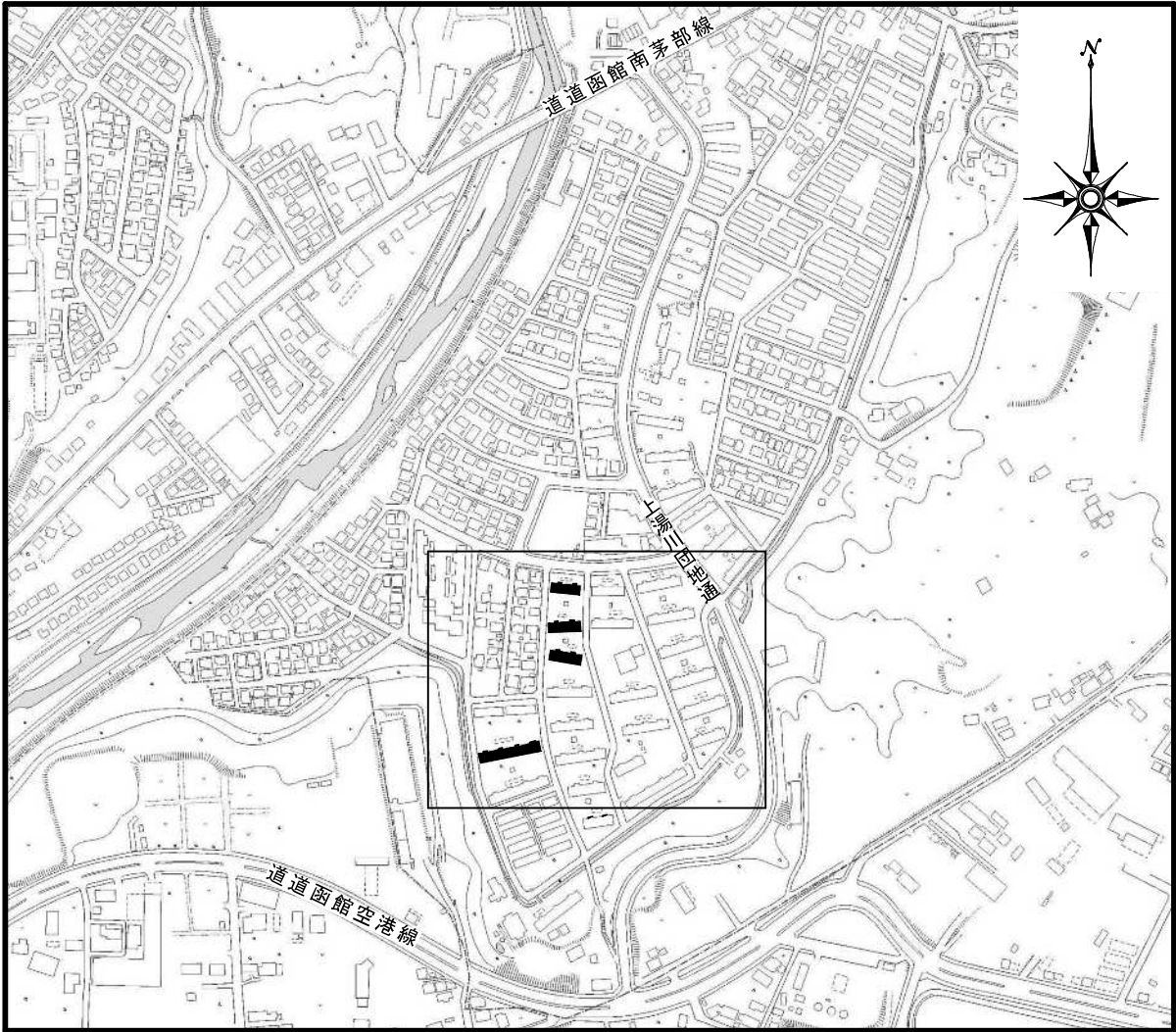
[債務負担行為]

(単位：千円)

事項	期間	限度額
指定道路台帳システム購入費	令和3(2021)年度から 令和7(2025)年度まで	16,799
住宅マスタープラン 策定業務委託料	令和4(2022)年度	4,351
公営住宅等長寿命化計画 策定業務委託料	令和4(2022)年度	5,529
函館市西部地区指定建造物等 取得資金利子補給費	令和3(2021)年度から 令和19(2027)年度まで	指定建造物等を取得する者が金融 機関から融資を受けた30,000千円 についての利子のうち512千円
市営住宅等管理委託料	令和4(2022)年度から 令和8(2026)年度まで	2,357,407

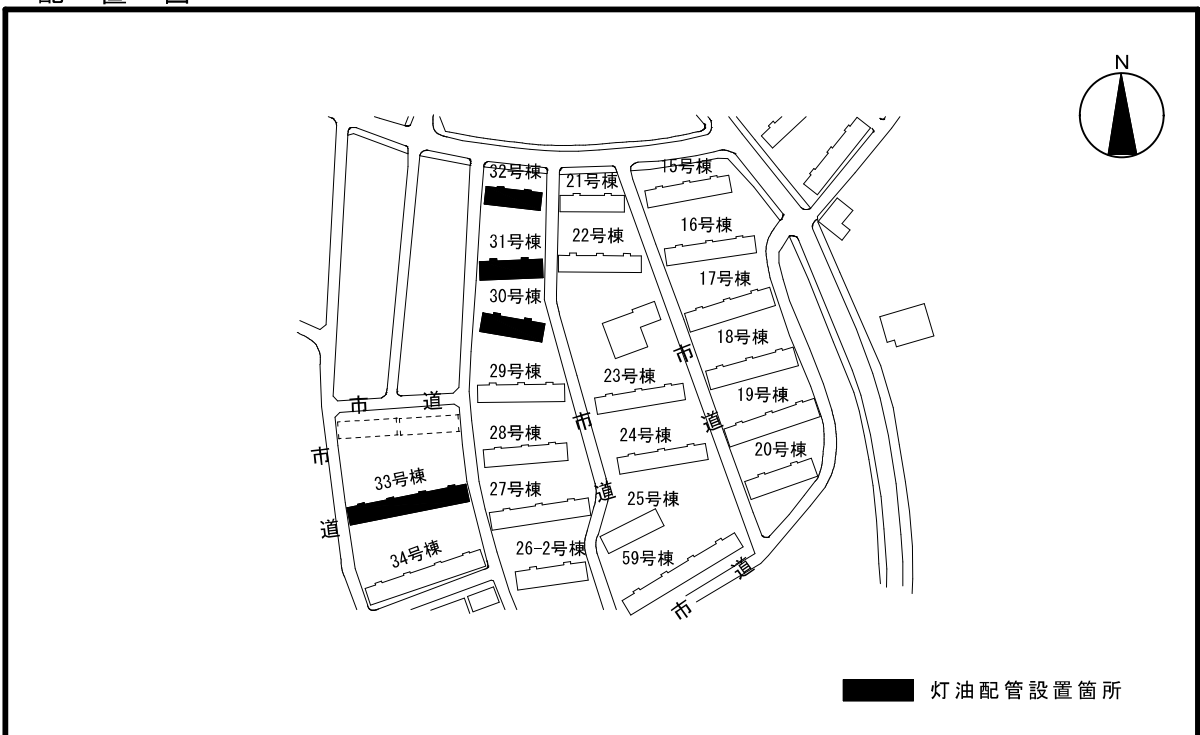
市営住宅湯川団地

位置図



令和3年度給油設備整備

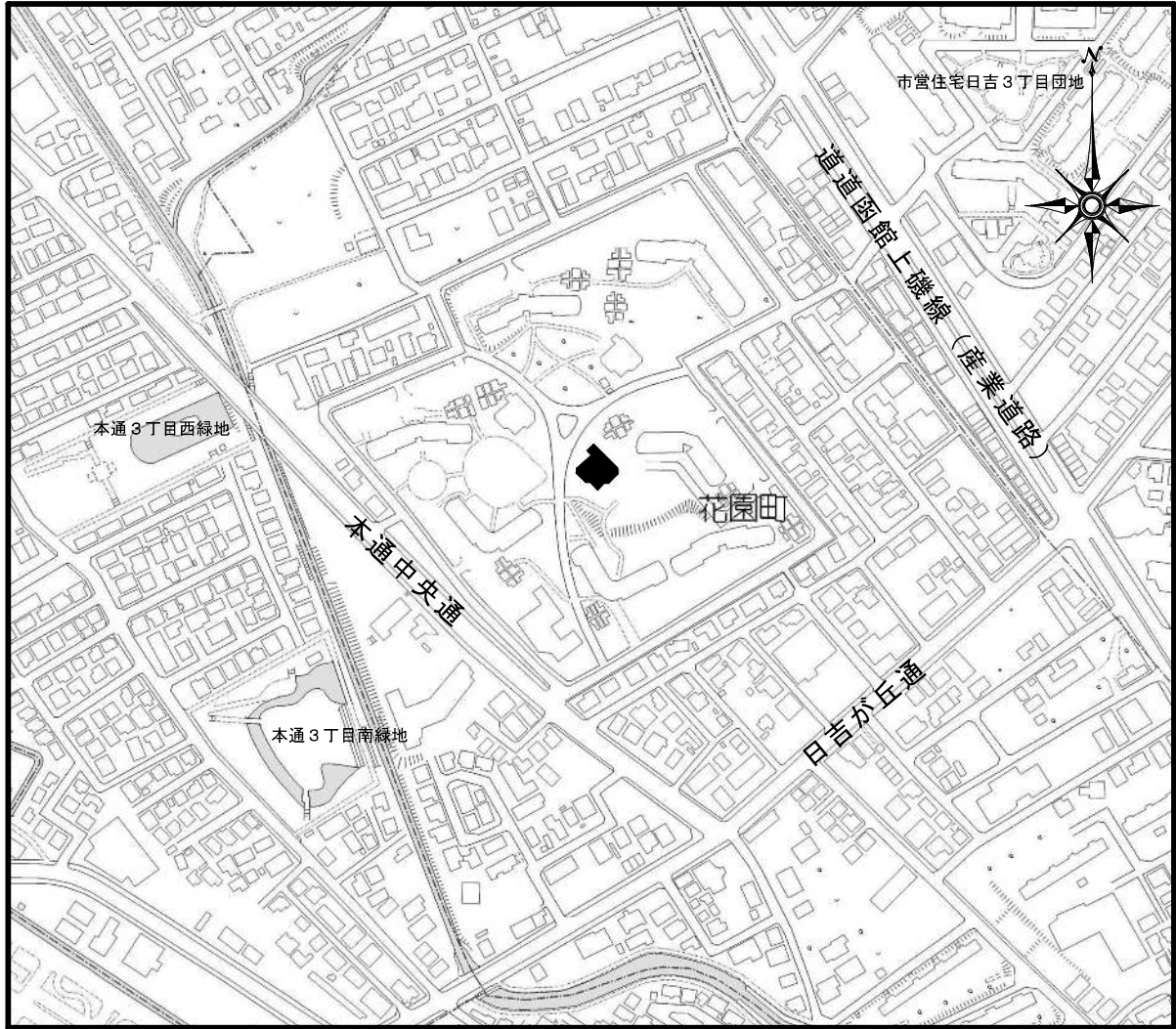
配置図



灯油配管設置箇所

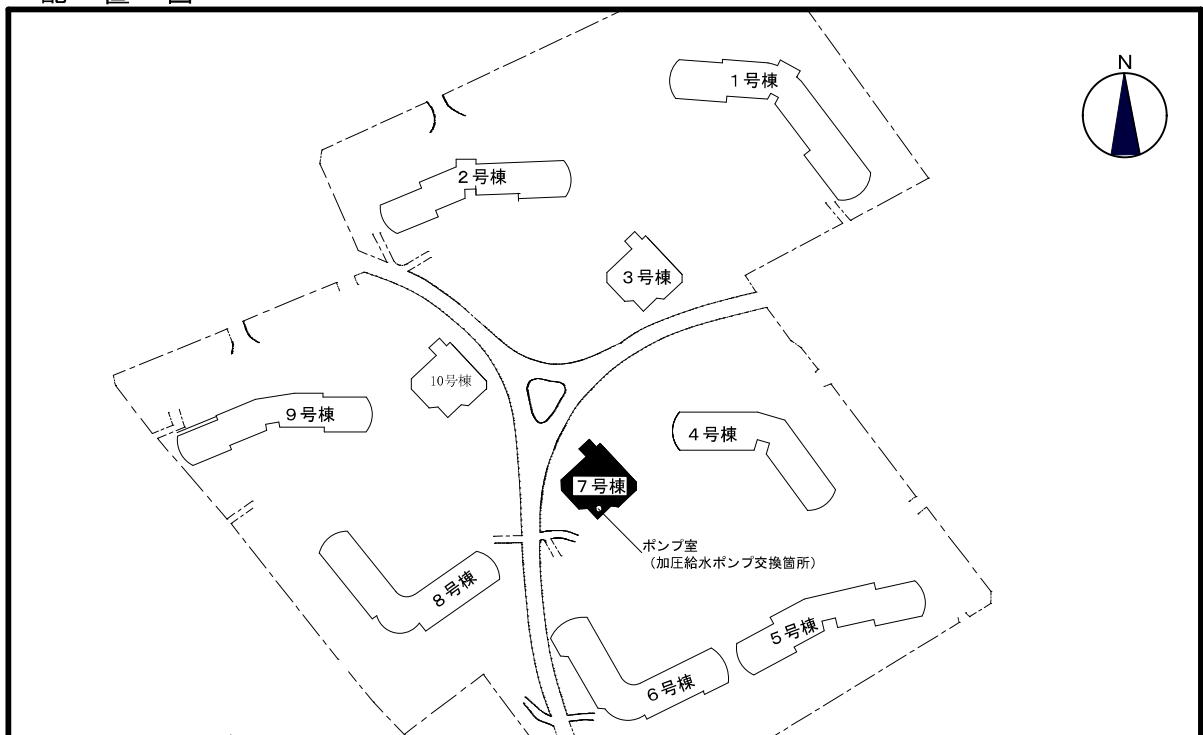
市営住宅花園団地

位置図



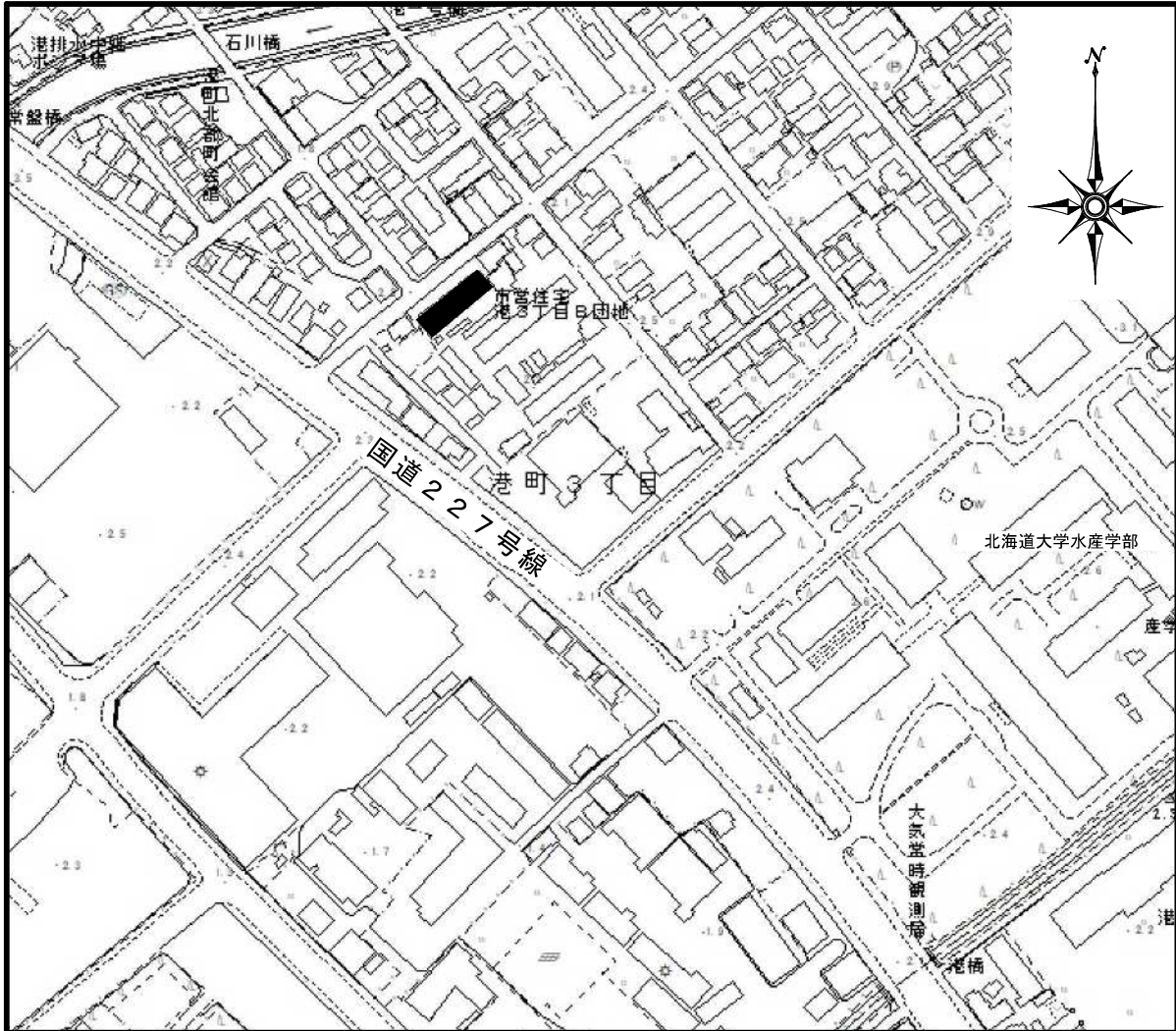
令和3年度給水設備改修

配置図



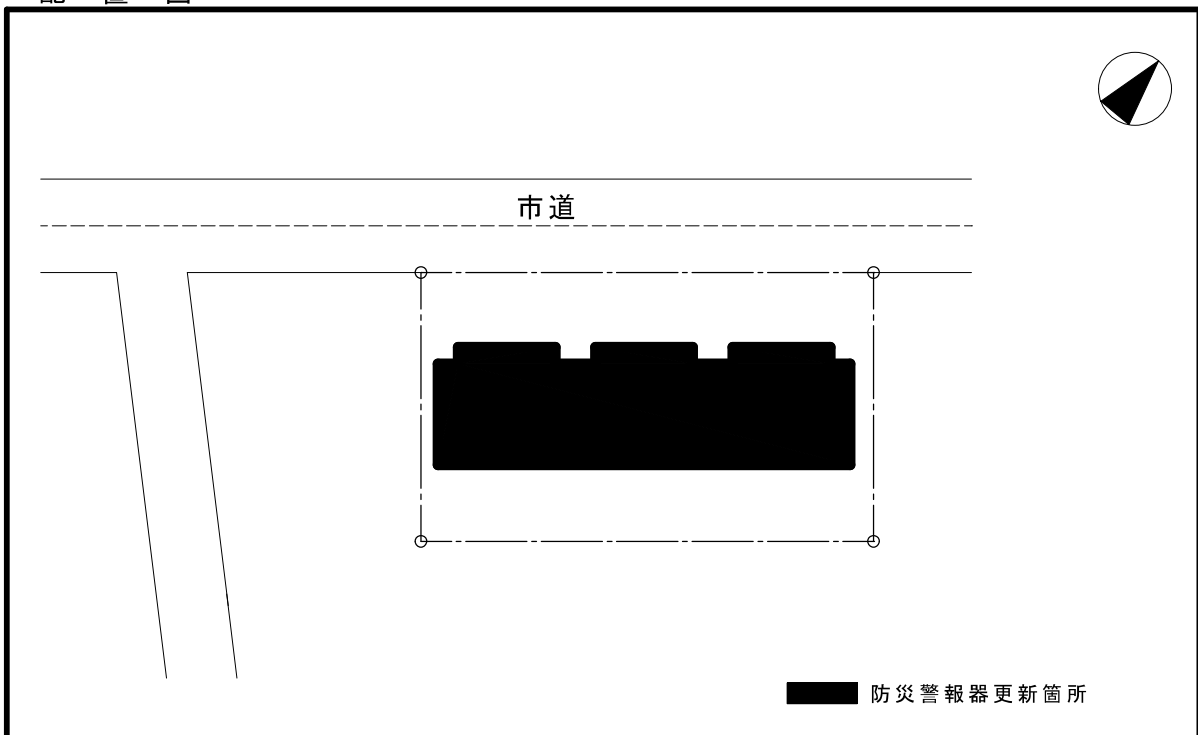
市営住宅港3丁目B団地

位置図



令和3年度防災警報器更新

配置図



防災警報器更新箇所

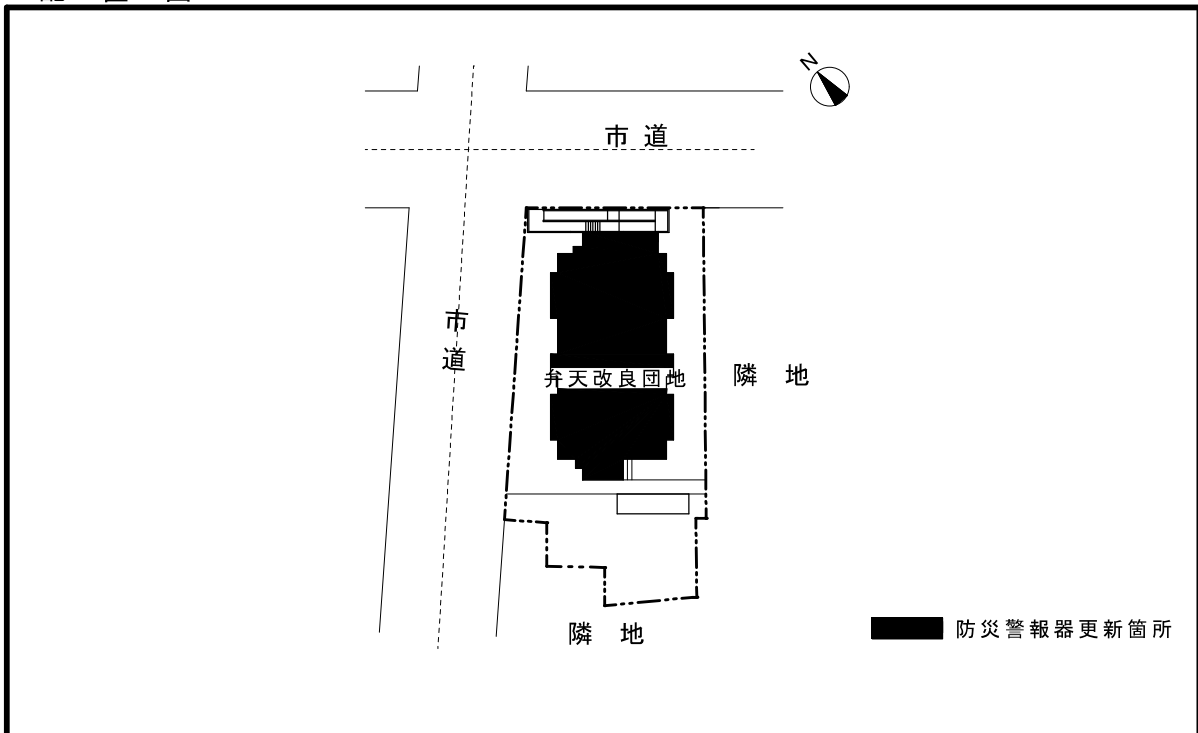
市営住宅弁天改良団地

位置図



令和3年度防災警報器更新

配置図



防災警報器更新箇所

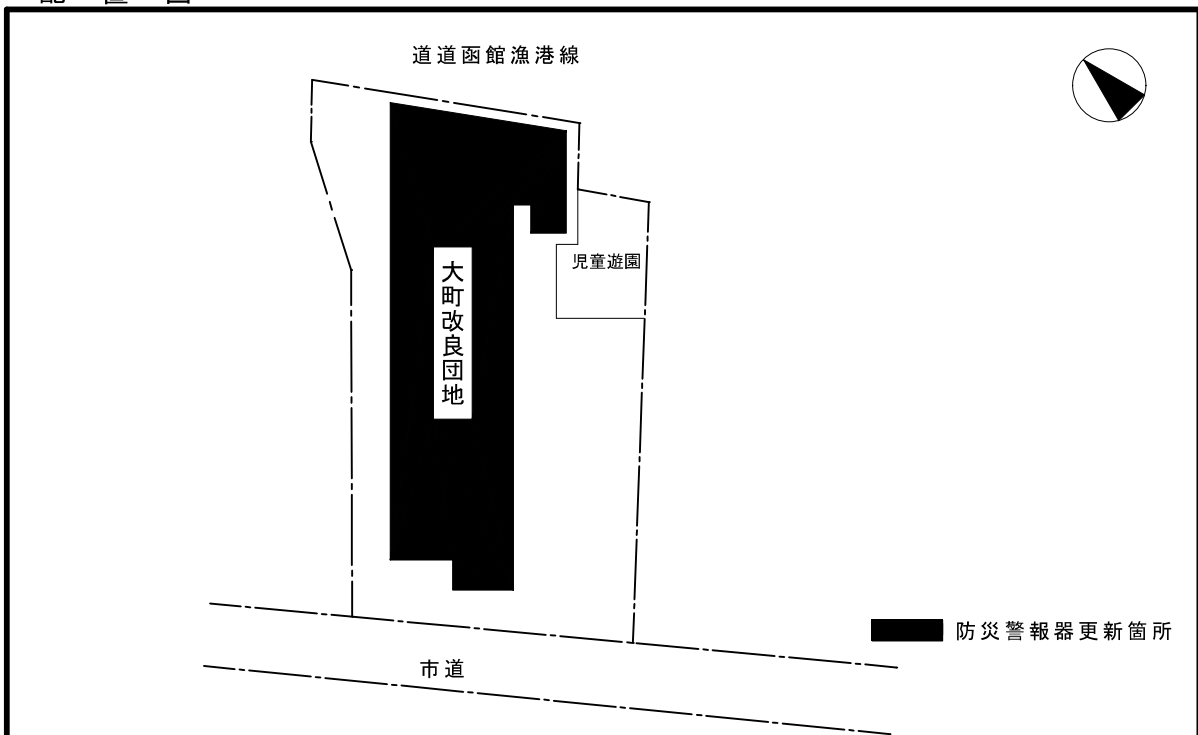
市営住宅大町改良団地

位置図



令和3年度防災警報器更新

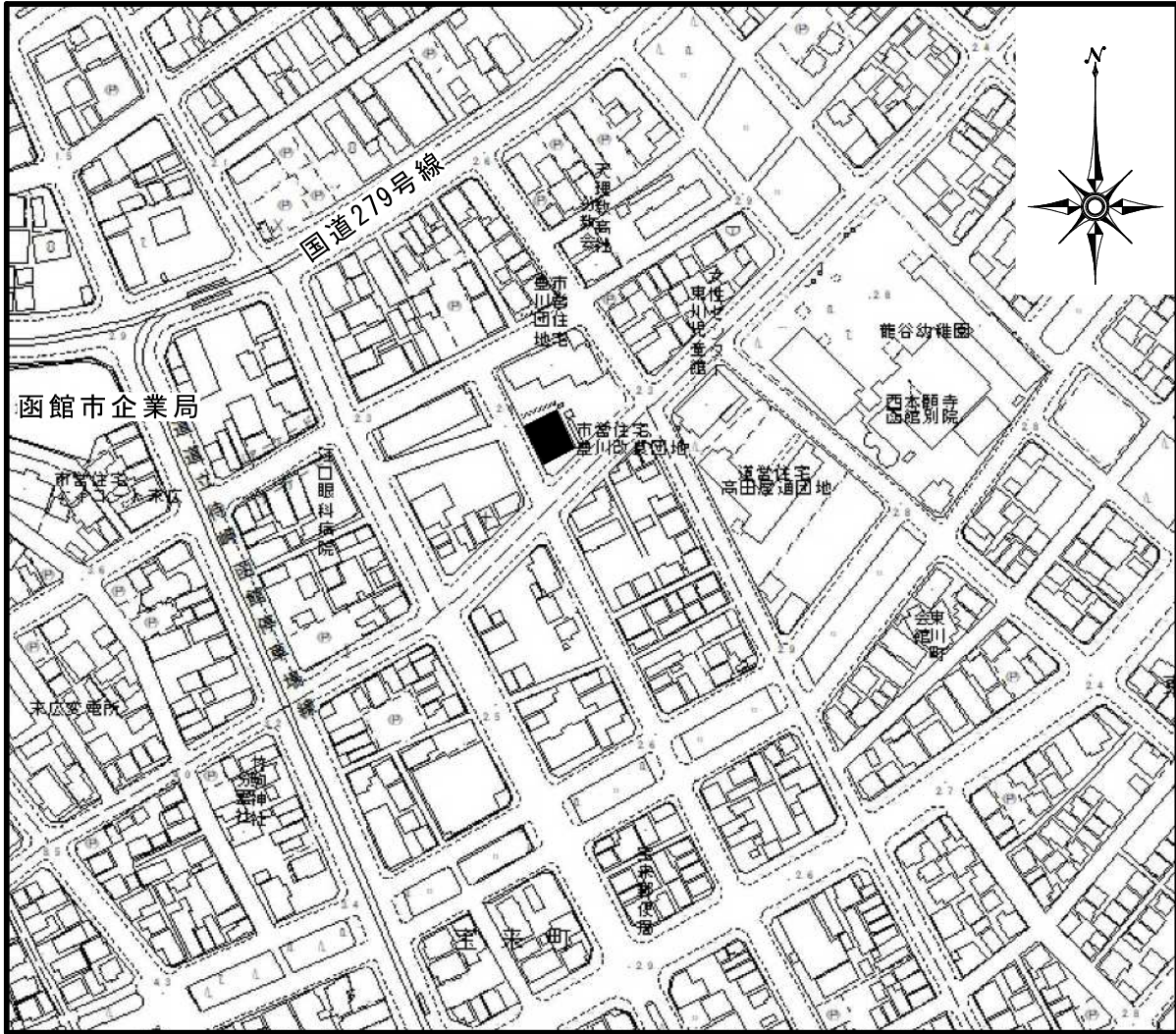
配置図



防災警報器更新箇所

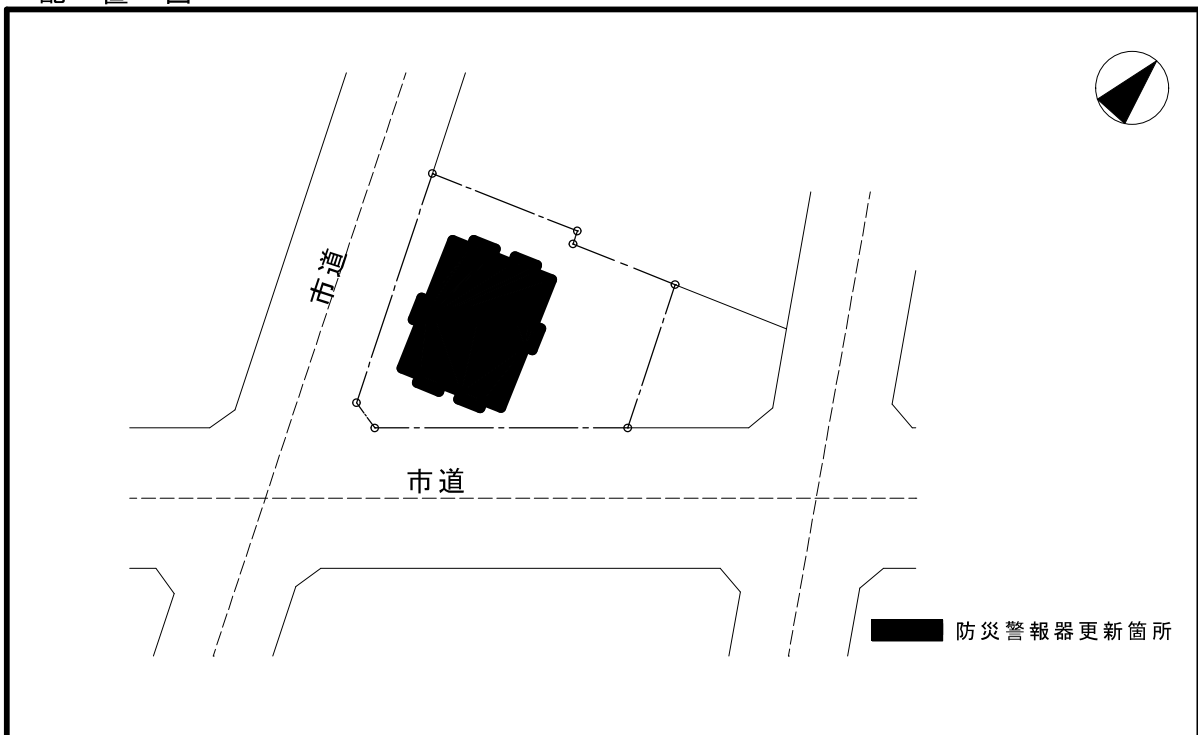
市営住宅豊川改良団地

位置図



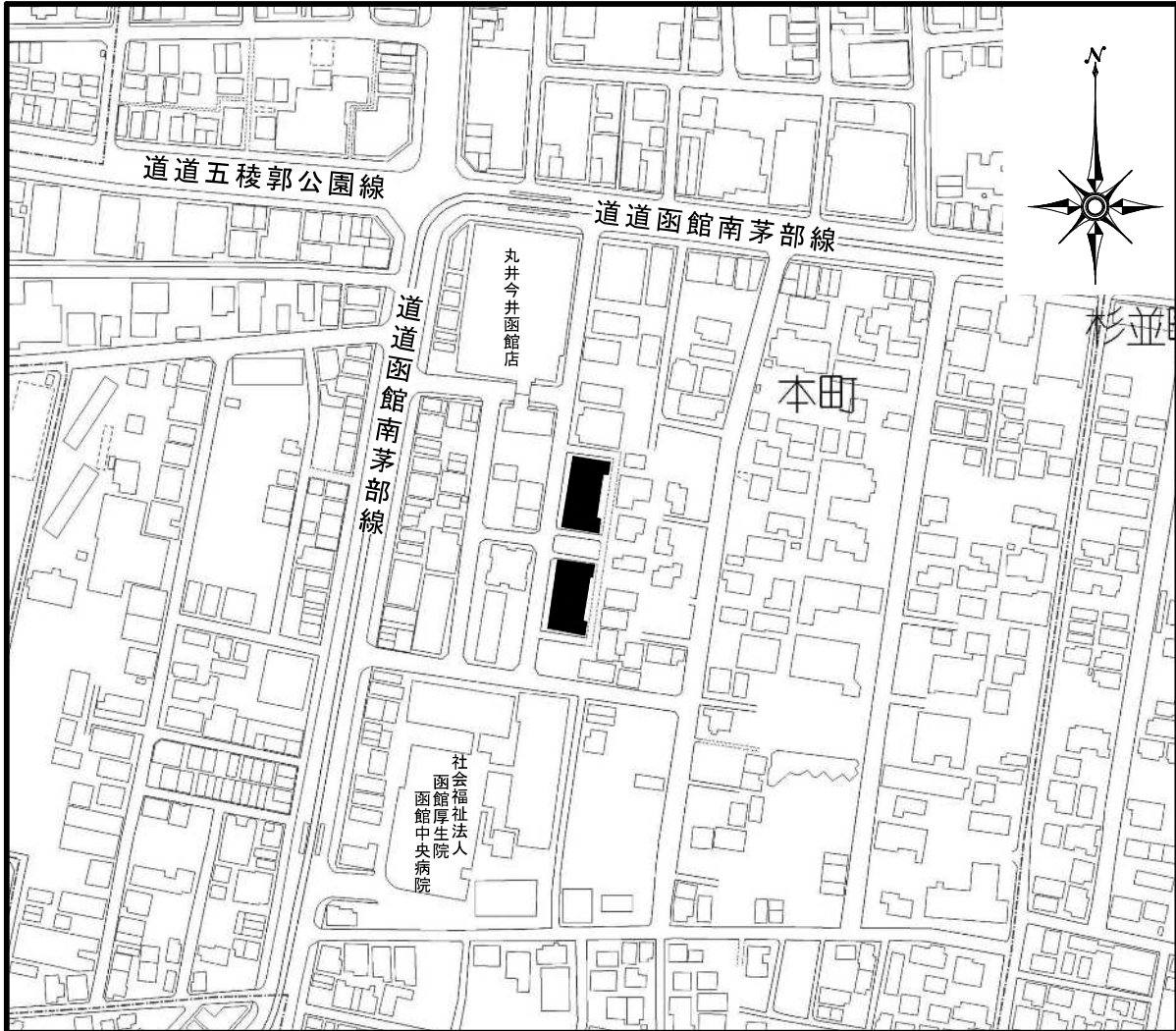
令和3年度防災警報器更新

配置図



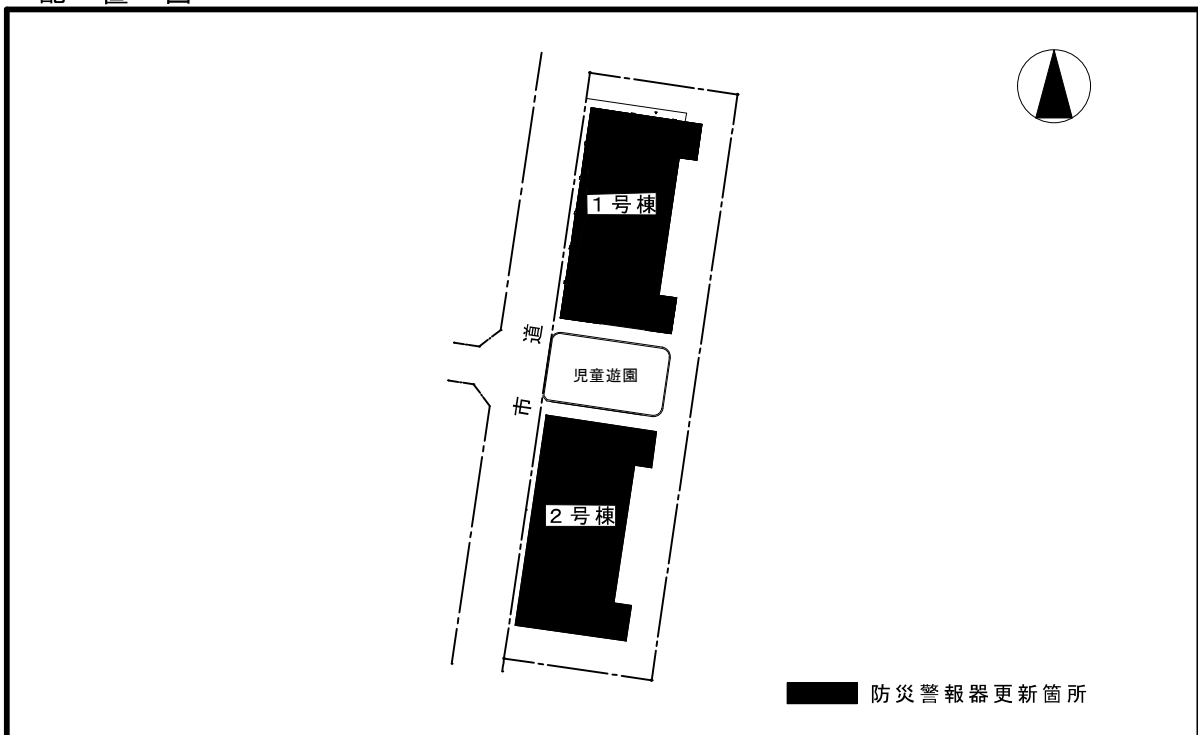
市営住宅本町改良団地

位置図



令和3年度防災警報器更新

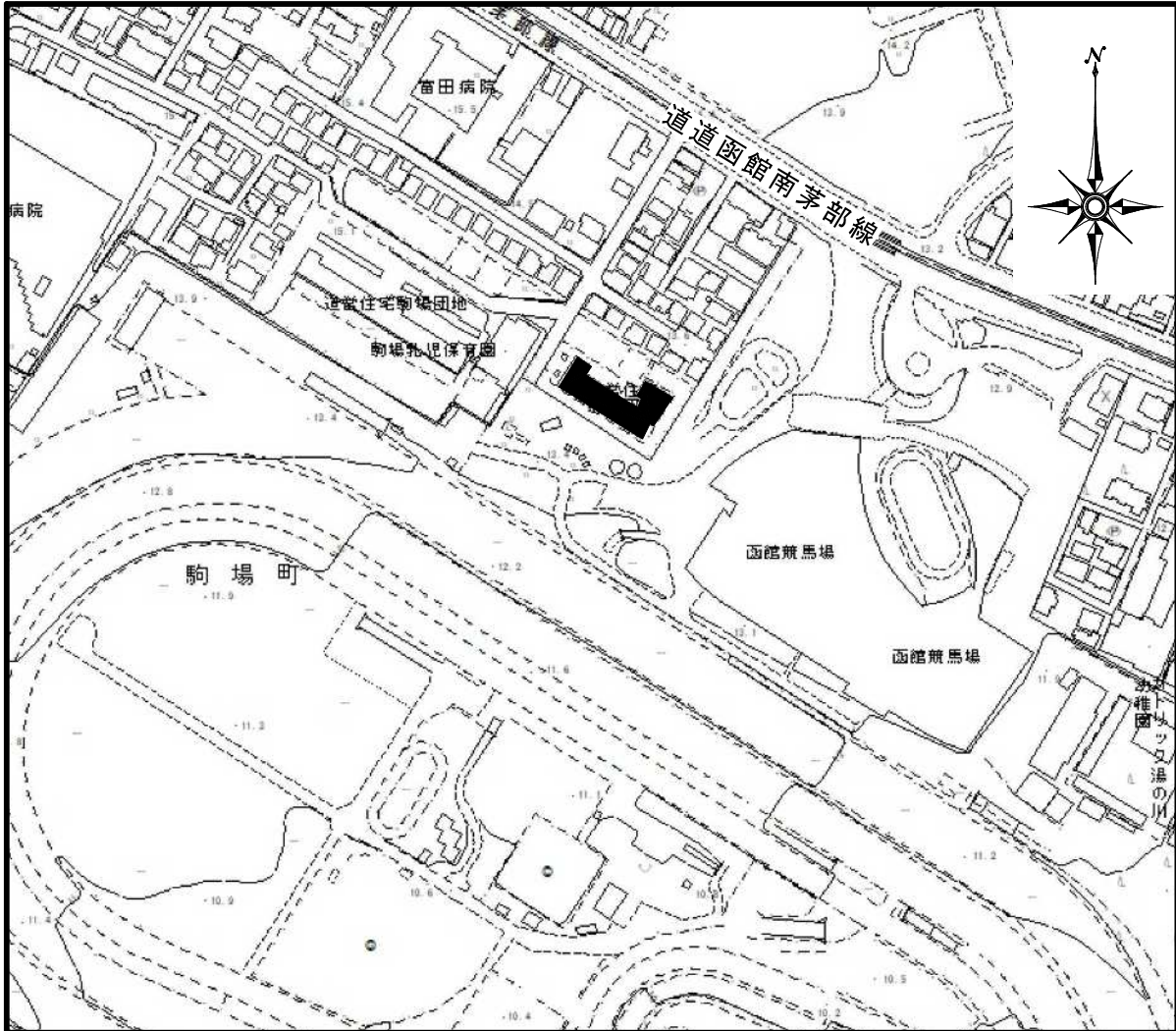
配置図



防災警報器更新箇所

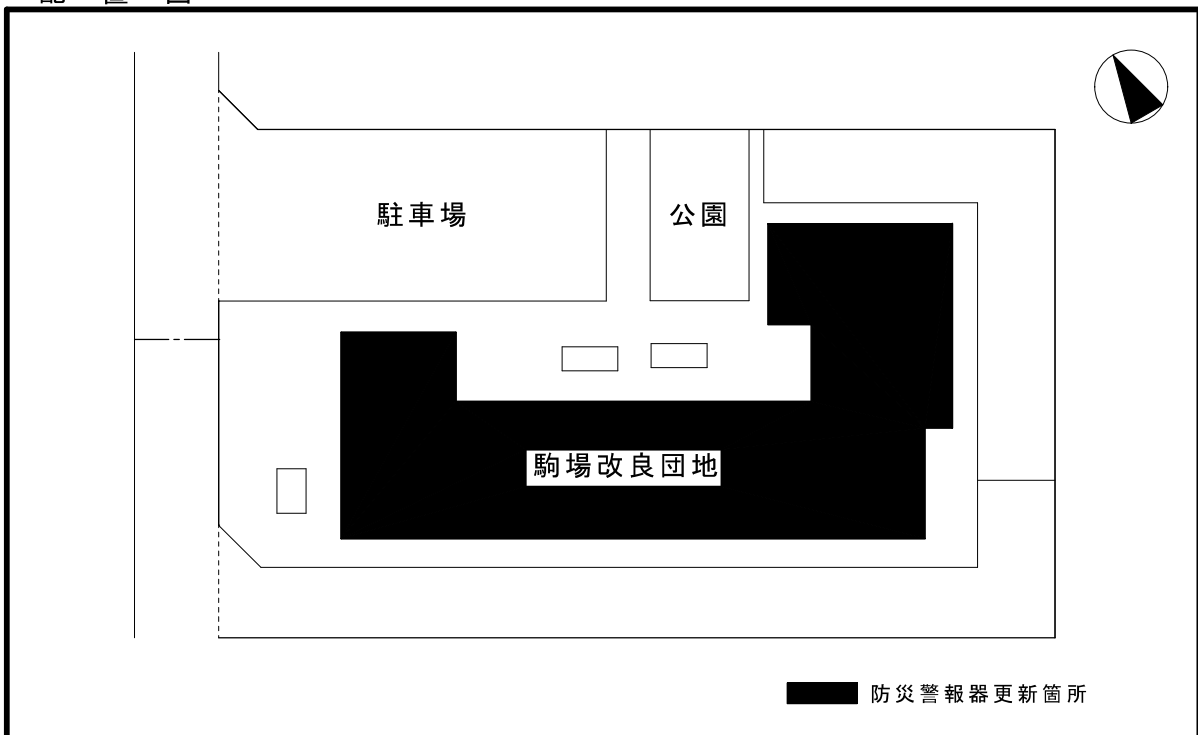
市営住宅駒場改良団地

位置図



令和3年度防災警報器更新

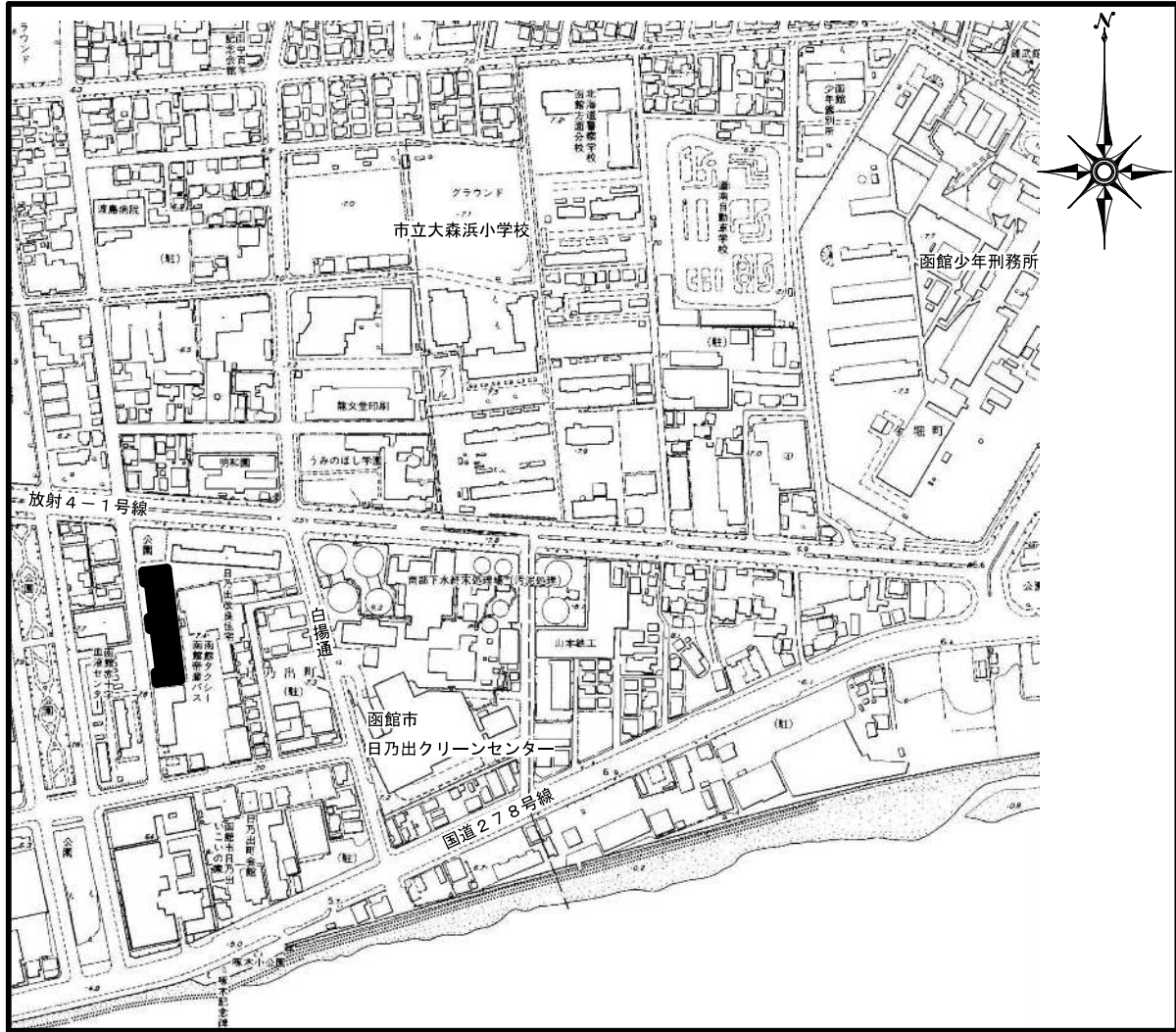
配置図



防災警報器更新箇所

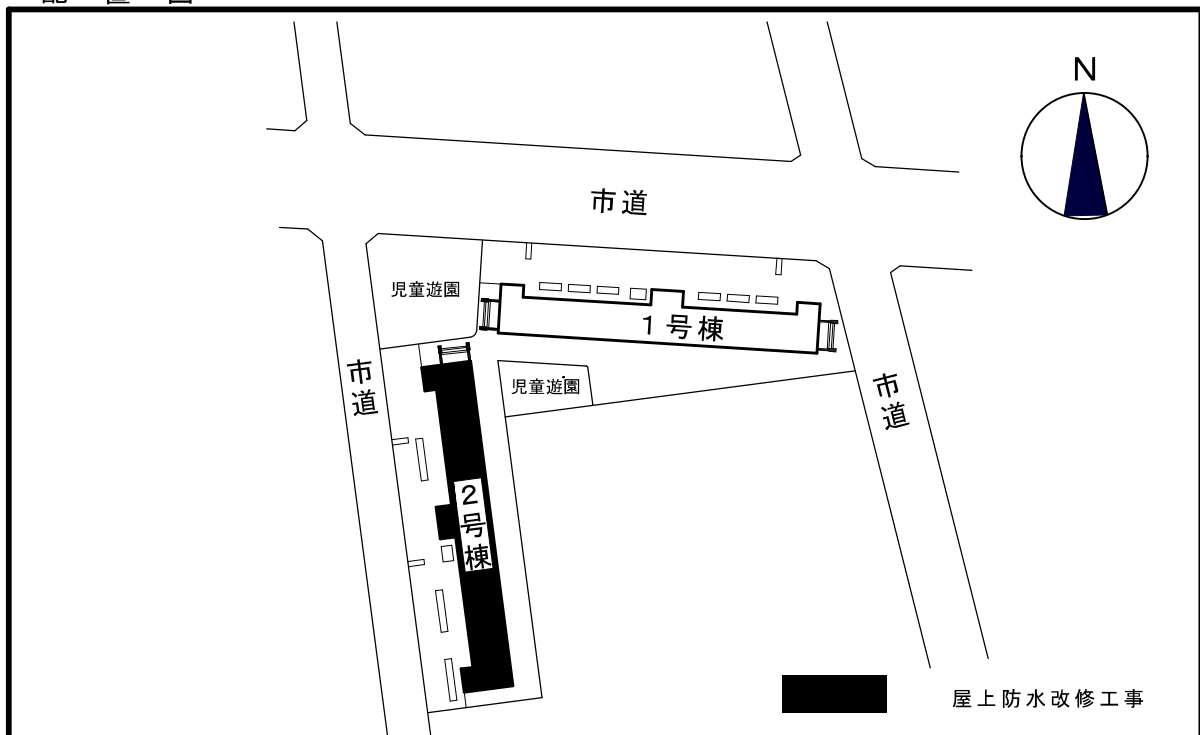
市営住宅日乃出改良団地

位置図



令和3年度屋上防水改修

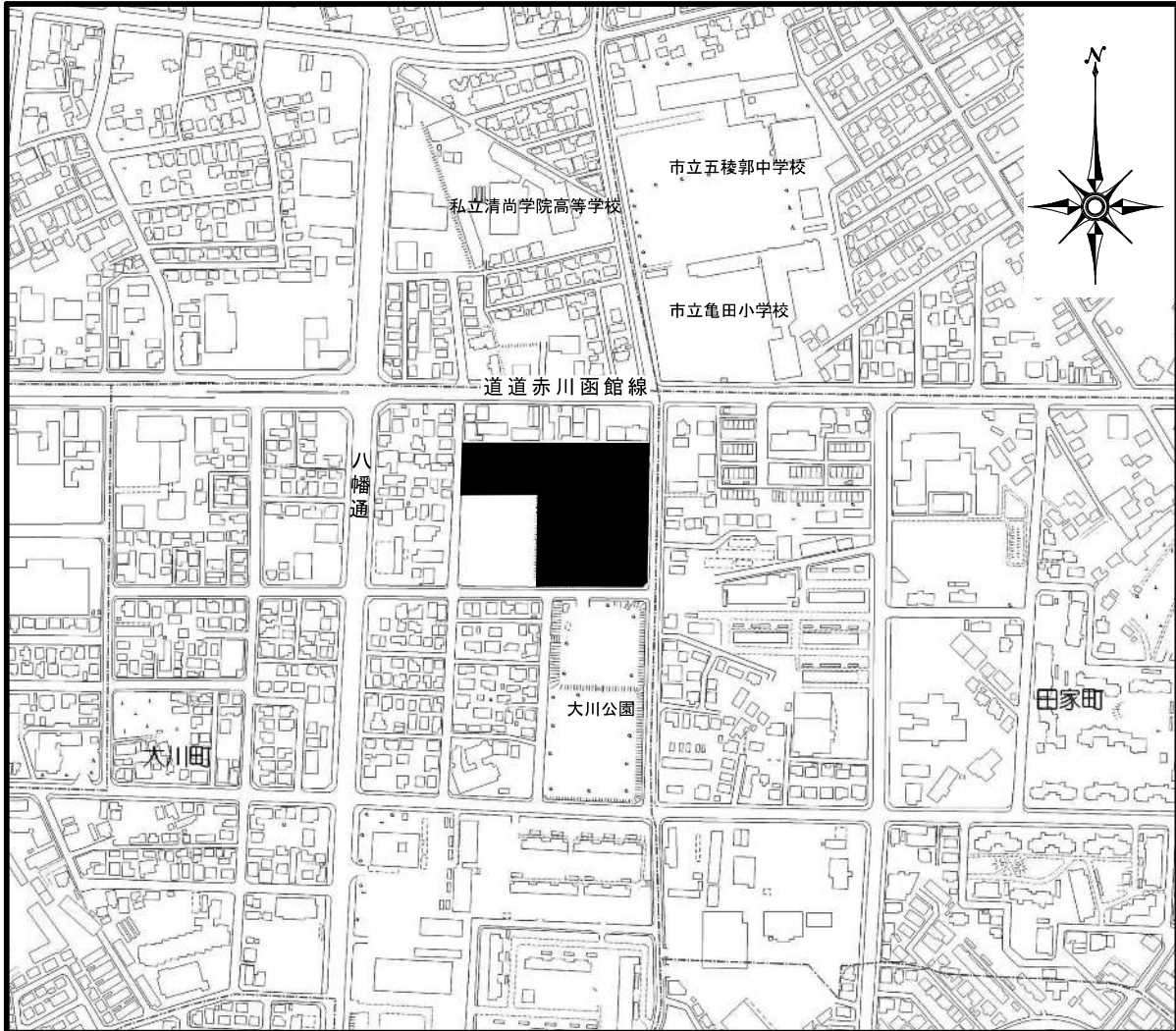
配置図



屋上防水改修工事

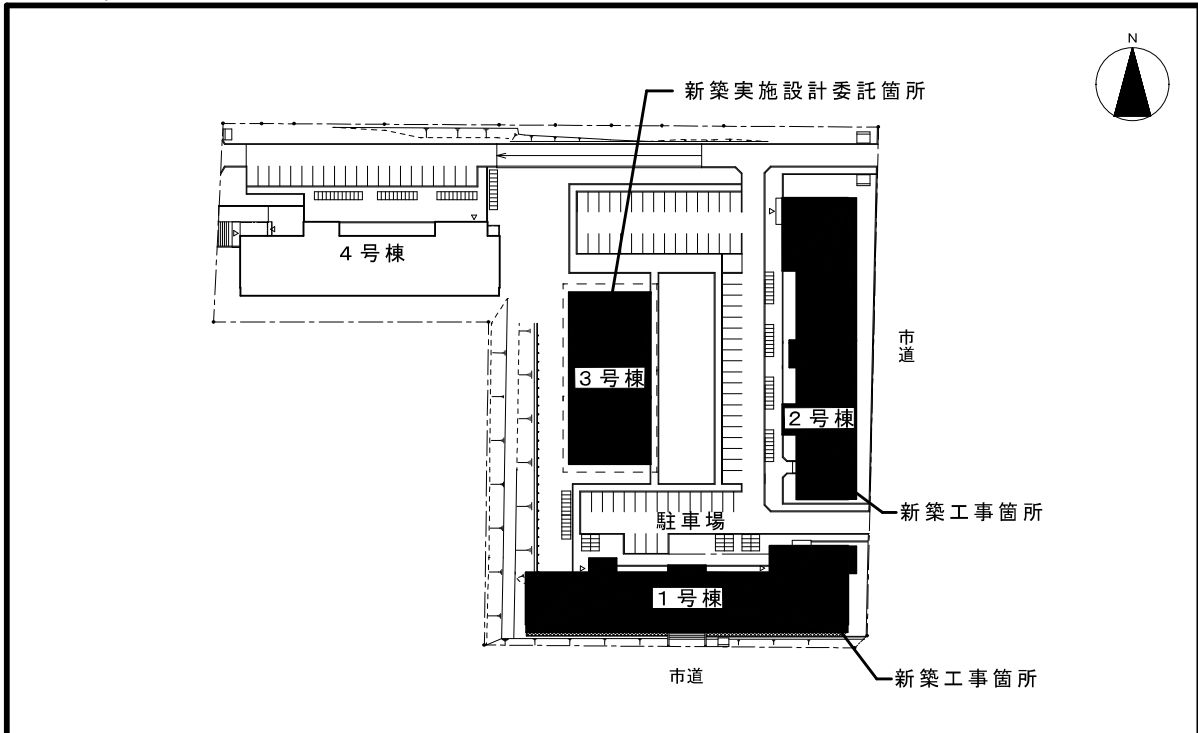
市営住宅大川団地

位置図



令和3年度新築工事等

配置図



3 函館市手数料条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

低炭素建築物新築等計画，建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定等に関する事務について住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位として行う場合における手数料の額を改定し，および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

ア 都市の低炭素化の促進に関する法律の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定等に関する事務について，住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定等に係る手数料のうち床面積の区分が300㎡を超え1,000㎡以下の場合の額を改定する。

イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に関する事務および建築物エネルギー消費性能向上計画等の認定に関する事務について，住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした認定等に係る手数料のうち床面積の区分が300㎡を超え1,000㎡以下の場合の額を改定し，および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正等に伴い規定を整備する。

(3) 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

函館市手数料条例 新旧対照表

現 行				改 正 案					
別表第12（第2条関係）				別表第12（第2条関係）					
区分		単位	金額	区分		単位	金額		
1 都市の低炭素化の促進に関する法律（以下この表において「法」という。）第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（法第54条第2項の規定による申出がない場合に限る。）	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める者に係る認定に技術的審査（以下この表において「評価機関審査」という。）を受けていないもの	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 239,000円（新設） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 379,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 538,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 659,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 776,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 880,000円	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 239,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 296,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 379,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 538,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 659,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 776,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 880,000円					
			住宅以外の用途のみ		申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 98,000円（新設） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 156,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 249,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 321,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 383,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 440,000円	住宅以外の用途のみ	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 98,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 122,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 156,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 249,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 321,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 383,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 440,000円
			住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合住宅建築物」という。）を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る）		申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価認定の申請の場合にあっては評価機関未審査共同住宅共用部分非評価手数料額とを合算した額（以下この表において	住宅以外の用途に供する一の建築物（住宅の用途に供する部分があるものに限る。以下この表において「複合住宅建築物」という。）を単位とした認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る）	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからキまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価認定の申請の場合にあっては評価機関未審査共同住宅共用部分非評価手数料額とを合算した額（以下この表において

<p>機関。)(以下この表において「複合住宅単位標準入力法等認定」という。)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。イにおいて同じ。)</p> <p>または登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第</p>	<p>。)(以下この表において「複合住宅単位標準入力法等認定」という。)</p>	<p>「評価機関未審査複合住宅標準入力法等手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 239,000円 (新設)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 379,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 538,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 659,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 776,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 880,000円</p> <p>申請1次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積(住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。)(の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価認定の申請の場合にあっては評価機関未審査共同住宅共用部分非評価手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関未審査複合住宅モデル建物法手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 98,000円 (新設)</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 156,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 249,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 321,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 383,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 440,000円</p>
--	--	--

<p>機関。)(以下この表において「複合住宅単位標準入力法等認定」という。)</p> <p>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。イにおいて同じ。)</p> <p>または登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第</p>	<p>。)(以下この表において「複合住宅単位標準入力法等認定」という。)</p>	<p>「評価機関未審査複合住宅標準入力法等手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 239,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 296,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 379,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 538,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 659,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 776,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 880,000円</p> <p>申請1次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積(住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからキまでにおいて同じ。)(の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価認定の申請の場合にあっては評価機関未審査共同住宅共用部分非評価手数料額とを合算した額(以下この表において「評価機関未審査複合住宅モデル建物法手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 98,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 122,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 156,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 249,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 321,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 383,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 440,000円</p>
--	--	--

1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。 イ アに掲げる建築物以外の建築物登録建築物エネルギー消費性能判定機関			
	(2) 評価機関審査を受けたもの	(略)	(略)
	非住宅建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円（新設） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円
非住宅建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円（新設）	

1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。 イ アに掲げる建築物以外の建築物登録建築物エネルギー消費性能判定機関			
	(2) 評価機関審査を受けたもの	(略)	(略)
	非住宅建築物単位標準入力法等認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円
非住宅建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円	

		<p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
複合住宅単位標準入力法等認定	申請1件につき	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。<u>アからカまで</u>において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価認定の申請の場合にあっては評価機関審査済共同住宅共用部分非評価手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅標準入力法等手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 (新設)</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>

		<p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
複合住宅単位標準入力法等認定	申請1件につき	<p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。<u>アからキまで</u>において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価認定の申請の場合にあっては評価機関審査済共同住宅共用部分非評価手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅標準入力法等手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>

		複合住宅単位モデル建物法認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価認定の申請の場合にあっては評価機関審査済共同住宅共用部分非評価手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅モデル建物法手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円（新設） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 法第55条第1項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がない場合	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅以外の用途のみを単位とした変更の認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 126,000円（新設） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 204,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 311,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 393,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 468,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 530,000円
		住宅以外の用途のみを単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 55,000円（新設）

		複合住宅単位モデル建物法認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。アからキまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価認定の申請の場合にあっては評価機関審査済共同住宅共用部分非評価手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅モデル建物法手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
3 法第55条第1項の規定に基づく認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による申出がない場合	(1) 評価機関審査を受けていないもの	住宅以外の用途のみを単位とした変更の認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 126,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 158,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 204,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 311,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 393,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 468,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 530,000円
		住宅以外の用途のみを単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 55,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メー

に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）

以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。）		<p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 93,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 165,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 225,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 272,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 320,000円</p>
複合住宅建築物を単位とした変更の認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合住宅単位標準入力法等変更認定」という。）	申請1件につき	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。<u>アからカまで</u>において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査共同住宅共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合住宅標準入力法等変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 126,000円（新設）</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 204,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 311,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 393,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 468,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 530,000円</p>
複合住宅建築物を単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合住宅単位モデル建物法変更認定」という。）	申請1件につき	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。<u>アからカまで</u>において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査共同住宅共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合住宅モデル建物法変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 55,000円（新設）</p>

に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）

以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。）		<p><u>トル以下のとき 71,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 93,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 165,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 225,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 272,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 320,000円</p>
複合住宅建築物を単位とした変更の認定（標準入力法等による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合住宅単位標準入力法等変更認定」という。）	申請1件につき	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。<u>アからキまで</u>において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査共同住宅共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合住宅標準入力法等変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 126,000円</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 158,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 204,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 311,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 393,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 468,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 530,000円</p>
複合住宅建築物を単位とした変更の認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合住宅単位モデル建物法変更認定」という。）	申請1件につき	<p>次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。<u>アからキまで</u>において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査共同住宅共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合住宅モデル建物法変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 55,000円</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 71,000円</u></p>

			<p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 93,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 165,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 225,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 272,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 320,000円</p>
(2) 評価機関審査を受けたもの	(略)	(略)	(略)
非住宅建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円（新設）</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
非住宅建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円（新設）</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
複合住宅単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。 <u>アからカまで</u> において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位変更認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価変更認定の申請の場合	

			<p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 93,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 165,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 225,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 272,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 320,000円</p>
(2) 評価機関審査を受けたもの	(略)	(略)	(略)
非住宅建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
非住宅建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
複合住宅単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。 <u>アからキまで</u> において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位変更認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価変更認定の申請の場合	

				<p>にあつては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては評価機関審査済共同住宅共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅標準入力法等変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 (新設)</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
複合住宅単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。 <u>アからカ</u> までにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位変更認定の申請の場合にあつては評価機関審査済住戸単位変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価変更認定の申請の場合にあつては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては評価機関審査済共同住宅共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅モデル建物法変更手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円 (新設)</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1・2 (略)

(新設)

				<p>にあつては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては評価機関審査済共同住宅共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅標準入力法等変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>
複合住宅単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。 <u>アからキ</u> までにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位変更認定の申請の場合にあつては評価機関審査済住戸単位変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分評価変更認定の申請の場合にあつては住戸の戸数および共用部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位共用部分非評価変更認定の申請の場合にあつては評価機関審査済共同住宅共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅モデル建物法変更手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 13,000円</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 19,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 30,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 128,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 160,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 192,000円</p>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

備考

1・2 (略)

3 法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

(新設)

4 法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請が、基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは、標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

別表第13（第2条関係）

区分	単位	金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「消費性能確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積（当該消費性能確保計画に係る特定建築行為が増築または改築である場合にあっては、当該増築または改築に係る部分の床面積に限る。以下この1（1）の項から1（4）の項までにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 210,000円（新設） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 338,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 482,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 593,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 700,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円
		次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 82,000円（新設） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 136,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 218,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 284,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 341,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 399,000円
		次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 20,000円（新設） イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 42,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 89,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 133,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 165,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 204,000円
		次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
(4) 消費性能確保計画に係る	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

別表第13（第2条関係）

区分	単位	金額
1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この表において「法」という。）第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画（以下この表において「消費性能確保計画」という。）に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積（当該消費性能確保計画に係る特定建築行為が増築または改築である場合にあっては、当該増築または改築に係る部分の床面積に限る。以下この1（1）の項から1（4）の項までにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 210,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 263,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 338,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 482,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 593,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 700,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円
		次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 82,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 104,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 136,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 218,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 284,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 341,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 399,000円
		次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 20,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 27,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 42,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 89,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 133,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 165,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 204,000円
		次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額
(4) 消費性能確保計画に係る	消費性能確保計画の提出1件につき	次に掲げる消費性能確保計画に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額

	る建築物の用途が工場等の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）	能確保計画の提出1件につき	計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 20,000円（新設） イ 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以下のとき 42,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 89,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 133,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 165,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 204,000円
2 法第12条第2項後段または第13条第3項後段の規定に基づく消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基	(1) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積（当該消費性能確保計画の変更に係る特定建築行為が増築または改築である場合にあっては、当該増築または改築に係る部分の床面積に限る。以下この2(1)の項から2(4)の項までにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 111,000円（新設） イ 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以下のとき 183,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 279,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 356,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 425,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 492,000円
	(2) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 47,000円（新設） イ 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以下のとき 82,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 147,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 201,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 245,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 293,000円
	(3) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等の用途である場合（基	消費性能確保計画の	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 16,000円

	る建築物の用途が工場等の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）	能確保計画の提出1件につき	計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 20,000円 イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 27,000円</u> ウ 床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以下のとき 42,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 89,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 133,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 165,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 204,000円
2 法第12条第2項後段または第13条第3項後段の規定に基づく消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基	(1) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。）	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積（当該消費性能確保計画の変更に係る特定建築行為が増築または改築である場合にあっては、当該増築または改築に係る部分の床面積に限る。以下この2(1)の項から2(4)の項までにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 111,000円 イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 140,000円</u> ウ 床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以下のとき 183,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 279,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 356,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 425,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 492,000円
	(2) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等以外の用途である場合（基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。）	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 47,000円 イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 61,000円</u> ウ 床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> を超え、2,000平方メートル以下のとき 82,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 147,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 201,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 245,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 293,000円
	(3) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等の用途である場合（基	消費性能確保計画の	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 16,000円

づく軽微な変更に関する証明書の交付	準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。)	提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	(新設) イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 32,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 83,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 126,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 157,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 195,000円
	(4) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等の用途である場合(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。)	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 16,000円 (新設) イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 32,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 83,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 126,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 157,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 195,000円
3 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものを除く。以下この表(備考第9項から	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査または法第12条第1項もしくは第13条第2項の規定に	(略)	(略)
	住宅以外の用途のみ(略)	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 210,000円 (新設) イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 338,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 482,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 593,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 700,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円
	住宅以外の用途のみ(略)	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 82,000円 (新設) イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メー

づく軽微な変更に関する証明書の交付	準省令第1条第1項第1号イに定める基準による評価方法によるものに限る。)	提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 22,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 32,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 83,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 126,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 157,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 195,000円
	(4) 消費性能確保計画の変更に係る建築物の用途が工場等の用途である場合(基準省令第1条第1項第1号ロに定める基準による評価方法によるものに限る。)	消費性能確保計画の提出または軽微な変更に関する証明書の交付の申請1件につき	次に掲げる消費性能確保計画の変更に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 16,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 22,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 32,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 83,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 126,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 157,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 195,000円
3 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものを除く。以下この表(備考第11項から	(1) 次に掲げる認定の申請に係る建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める者による認定に係る技術的審査または法第12条第1項もしくは第13条第2項の規定に	(略)	(略)
	住宅以外の用途のみ(略)	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 210,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 263,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 338,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 482,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 593,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 700,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 798,000円
	住宅以外の用途のみ(略)	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法手数料額」という。) ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 82,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 104,000円 ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メ

<p>規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（建築基準法に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）（以下この表においてこれらを「評価機関審査等」という。）を受けていないもの</p> <p>ア 住宅の用途のみに供する建築物登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をい</p>	<p>位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合住宅単位モデル建物法認定」という。）</p>	<p>件につき用途に供する部分の床面積を除く。アからカまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位性能基準手数料額とを、住戸単位モデル住宅法認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位モデル住宅法手数料額とを、住戸単位仕様基準認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位仕様基準手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを、共同住宅単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合住宅モデル建物法手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 82,000円 （新設）</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 136,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 218,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 284,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 341,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 399,000円</p>	<p>規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（建築基準法に規定する検査済証の交付を受けたものに限る。）（以下この表においてこれらを「評価機関審査等」という。）を受けていないもの</p> <p>ア 住宅の用途のみに供する建築物登録建築物エネルギー消費性能判定機関（法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をい</p>	<p>位とした認定（モデル建物法による評価方法によるものに限る。）（以下この表において「複合住宅単位モデル建物法認定」という。）</p>	<p>件につき用途に供する部分の床面積を除く。アからキまでにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位性能基準手数料額とを、住戸単位モデル住宅法認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位モデル住宅法手数料額とを、住戸単位仕様基準認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位仕様基準手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを、共同住宅単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関未審査複合住宅モデル建物法手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 104,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 136,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 218,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 284,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 341,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 399,000円</p>
---	--	---	---	--	--

<p>う。イにおいて同じ。) または登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。) イ アに掲げる建築物以外の建築物 登録建築物 エネルギー消費性能判定機関</p>			
<p>(2) 評価機関審査等を受けたもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 (新設)</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p>

<p>う。イにおいて同じ。) または登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。) イ アに掲げる建築物以外の建築物 登録建築物 エネルギー消費性能判定機関</p>			
<p>(2) 評価機関審査等を受けたもの</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額(以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等手数料額」という。)</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 18,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p>

			<p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
非住宅建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 （新設）</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
複合住宅単位標準入力法等認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。 <u>アからカ</u> までにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位性能基準手数料額とを、住戸単位モデル住宅法認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位モデル住宅法手数料額とを、住戸単位仕様基準認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位仕様基準手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを、共同住宅単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅標準入力法等手数料額」という。））	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 （新設）</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p>

			<p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
非住宅建築物単位モデル建物法認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 18,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
複合住宅単位標準入力法等認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。 <u>アからキ</u> までにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位性能基準手数料額とを、住戸単位モデル住宅法認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位モデル住宅法手数料額とを、住戸単位仕様基準認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位仕様基準手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを、共同住宅単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅標準入力法等手数料額」という。））	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 18,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p>

				<p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
	複合住宅単位モデル建物法認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。 <u>アからカまで</u> において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位性能基準手数料額とを、住戸単位モデル住宅法認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位モデル住宅法手数料額とを、住戸単位仕様基準認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位仕様基準手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを、共同住宅単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅モデル建物法手数料額」という。）	
4 法第29条第	(略)	(略)	(略)	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円 (新設)</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>

				<p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
	複合住宅単位モデル建物法認定	申請1件につき	次に掲げる認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。 <u>アからキまで</u> において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位性能基準手数料額とを、住戸単位モデル住宅法認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位モデル住宅法手数料額とを、住戸単位仕様基準認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位仕様基準手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅フロア入力法共用部分評価手数料額とを、共同住宅単位フロア入力法共用部分非評価認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅フロア入力法共用部分非評価手数料額とを、共同住宅単位仕様基準認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅仕様基準手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅モデル建物法手数料額」という。）	
4 法第34条第	(略)	(略)	(略)	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、1,000平方メートル以下のとき 18,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>

1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（法第30条第2項の規定による申出がある場合に限る。）				
5 法第31条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がない場合限り、建築物の新築等に関する工事の着	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	(略)	(略)	(略)
	住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定（以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 111,000円（新設）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 183,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 279,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 356,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 425,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 492,000円</p>
	住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定（以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 47,000円（新設）</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 147,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 201,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方</p>

1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定（法第35条第2項の規定による申出がある場合に限る。）				
5 法第36条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がない場合限り、建築物の新築等に関する工事の着	(1) 評価機関審査等を受けていないもの	(略)	(略)	(略)
	住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位とした標準入力法等による評価方法による変更の認定（以下この表において「非住宅建築物単位標準入力法等変更認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅標準入力法等変更手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 111,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 140,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 183,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 279,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 356,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 425,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 492,000円</p>
	住宅以外の用途のみに供する一の建築物を単位としたモデル建物法による評価方法による変更の認定（以下この表において「非住宅建築物単位モデル建物法変更認定」という。）	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関未審査非住宅モデル建物法変更手数料額」という。）	<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 47,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 61,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が1,000平方メートルを超え、2,000平方メートル以下のとき 82,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 147,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 201,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方</p>

手予定 時期ま たは完 了予定 時期の みの変 更の認 定を申 請する 場合を 除く。)			メートル以下のとき 245,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 293,000円
	複合住宅建築物を単 位とした標準入力法 等による評価方法に き よる変更の認定（以 下この表において「 複合住宅単位標準入 力法等変更認定」と いう。）	申請1 件につ き	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住 宅の用途に供する部分の床面積を除く。 <u>アからカまで</u> におい て同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、 住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基 準変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位 性能基準変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分 評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供す る部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅性能 基準共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準 共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の 用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積 を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準 共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表に おいて「評価機関未審査複合住宅標準入力法等変更手数料額 」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 111,000円 （新設） イ 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超え、2,000平方メー トル以下のとき 183,000円 ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メ ートル以下のとき 279,000円 エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方 メートル以下のとき 356,000円 オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方 メートル以下のとき 425,000円 カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 492,000円
	複合住宅建築物を単 位としたモデル建物 法による評価方法に き よる変更の認定（以 下この表において「 複合住宅単位モデル 建物法変更認定」と いう。）	申請1 件につ き	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住 宅の用途に供する部分の床面積を除く。 <u>アからカまで</u> におい て同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、 住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基 準変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位 性能基準変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分 評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供す る部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅性能 基準共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準 共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の 用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積 を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準 共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表に おいて「評価機関未審査複合住宅モデル建物法変更手数料額 」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 47,000円 （新設） イ 床面積の合計が <u>300平方メートル</u> を超え、2,000平方メー トル以下のとき 82,000円

手予定 時期ま たは完 了予定 時期の みの変 更の認 定を申 請する 場合を 除く。)			メートル以下のとき 245,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 293,000円
	複合住宅建築物を単 位とした標準入力法 等による評価方法に き よる変更の認定（以 下この表において「 複合住宅単位標準入 力法等変更認定」と いう。）	申請1 件につ き	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住 宅の用途に供する部分の床面積を除く。 <u>アからキまで</u> におい て同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、 住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基 準変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位 性能基準変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分 評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供す る部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅性能 基準共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準 共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の 用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積 を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準 共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表に おいて「評価機関未審査複合住宅標準入力法等変更手数料額 」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 111,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メー トル以下のとき 140,000円 ウ 床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> を超え、2,000平方メ ートル以下のとき 183,000円 エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メ ートル以下のとき 279,000円 オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方 メートル以下のとき 356,000円 カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方 メートル以下のとき 425,000円 キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 492,000円
	複合住宅建築物を単 位としたモデル建物 法による評価方法に き よる変更の認定（以 下この表において「 複合住宅単位モデル 建物法変更認定」と いう。）	申請1 件につ き	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住 宅の用途に供する部分の床面積を除く。 <u>アからキまで</u> におい て同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、 住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基 準変更認定の申請の場合にあっては評価機関未審査住戸単位 性能基準変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分 評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供す る部分の床面積により算定した評価機関未審査共同住宅性能 基準共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準 共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の 用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積 を除く。）により算定した評価機関未審査共同住宅性能基準 共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表に おいて「評価機関未審査複合住宅モデル建物法変更手数料額 」という。） ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 47,000円 イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メー トル以下のとき 61,000円 ウ 床面積の合計が <u>1,000平方メートル</u> を超え、2,000平方メ ートル以下のとき 82,000円

			<p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 147,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 201,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 245,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 293,000円</p>
(2) 評価機関審査等を受けたもの	(略)	(略)	(略)
	非住宅建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額」という。）
			<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円（新設）</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
	非住宅建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額」という。）
			<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円（新設）</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
	複合住宅単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。 <u>アからカまで</u> において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位性能基準変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能

			<p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 147,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 201,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 245,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 293,000円</p>
(2) 評価機関審査等を受けたもの	(略)	(略)	(略)
	非住宅建築物単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅標準入力法等変更手数料額」という。）
			<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 18,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
	非住宅建築物単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額（以下この表において「評価機関審査済非住宅モデル建物法変更手数料額」という。）
			<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ <u>床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 18,000円</u></p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
	複合住宅単位標準入力法等変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。 <u>アからキまで</u> において同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位性能基準変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能

				<p>基準共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅標準入力法等変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円（新設）</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
	複合住宅単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。 <u>アからカ</u> までにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位性能基準変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅モデル建物法変更手数料額」という。）	
			<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円（新設）</p> <p>イ 床面積の合計が<u>300平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>エ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>オ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>カ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>	
6 法第31条第1項の	(略)	(略)	(略)	

				<p>基準共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅標準入力法等変更手数料額」という。）</p> <p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 18,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>
	複合住宅単位モデル建物法変更認定	申請1件につき	次に掲げる変更の認定の申請に係る一の建築物の床面積（住宅の用途に供する部分の床面積を除く。 <u>アからキ</u> までにおいて同じ。）の合計の区分に応じ、それぞれ次に定める額と、住宅の用途に供する部分についての申請が、住戸単位性能基準変更認定の申請の場合にあっては評価機関審査済住戸単位性能基準変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分評価変更手数料額とを、共同住宅単位性能基準共用部分非評価変更認定の申請の場合にあっては当該住宅の用途に供する部分の床面積（当該建築物の共用部分の床面積を除く。）により算定した評価機関審査済共同住宅性能基準共用部分非評価変更手数料額とを合算した額（以下この表において「評価機関審査済複合住宅モデル建物法変更手数料額」という。）	
			<p>ア 床面積の合計が300平方メートル以下のとき 11,000円</p> <p>イ 床面積の合計が300平方メートルを超え、1,000平方メートル以下のとき 18,000円</p> <p>ウ 床面積の合計が<u>1,000平方メートル</u>を超え、2,000平方メートル以下のとき 27,000円</p> <p>エ 床面積の合計が2,000平方メートルを超え、5,000平方メートル以下のとき 76,000円</p> <p>オ 床面積の合計が5,000平方メートルを超え、10,000平方メートル以下のとき 119,000円</p> <p>カ 床面積の合計が10,000平方メートルを超え、25,000平方メートル以下のとき 149,000円</p> <p>キ 床面積の合計が25,000平方メートルを超えるとき 186,000円</p>	
6 法第36条第1項の	(略)	(略)	(略)	

<p>規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第30条第2項の規定による申出がある場合に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）</p>				
<p>7 法第31条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。）</p>	(略)	(略)		

備考

- 1・2 (略)
- 3 同一の建築物（法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものを除く。次項から第6項までにおいて同じ。）に係る認定の申請があった場合において、当該申請

<p>規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（同条第2項において準用する法第35条第2項の規定による申出がある場合に限り、建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合を除く。）</p>				
<p>7 法第36条第1項の規定に基づく認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定（建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定を申請する場合に限る。）</p>	(略)	(略)		

備考

- 1・2 (略)
- 3 同一の建築物（法第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている建築物エネルギー消費性能向上計画に係るものを除く。次項から第6項までにおいて同じ。）に係る認定の申請があった場合において、当該申請

がこの表の3(1)の項, 3(2)の項, 4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における共同住宅単位性能基準共用部分評価認定と住戸単位性能基準認定とを併せてし, または共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定と住戸単位性能基準認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は, 当該それぞれの項における共同住宅単位性能基準共用部分評価認定または共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

4～6 (略)

(新設)

(新設)

7 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定または法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請が, 基準省令第1条第1項第1号ただし書もしくは同項第2号ただし書または第10条第1号ただし書もしくは同条第2号ただし書に該当するものであるときは, 評価機関審査等を受けたものとみなしてこの表の規定を適用する。

8 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請が, 基準省令第10条第1号ただし書または同条第2号ただし書に該当するものであるときは, 評価機関審査等を受けたものとみなしてこの表の規定を適用する。

9 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。以下同じ。)の認定の申請に係る手数料の額は, この表の3(1)の項, 3(2)の項, 4(1)の項もしくは4(2)の項または第3項, 第4項もしくは第7項の規定の例により, 同条第3項に規定する申請建築物および同項に規定する他の建築物(次項において「他の建築物」という。)のそれぞれについて算定される額を合算した額とする。

10 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定の申請を除く。)であって, 法第30条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載するものに係る手数料の額は, この表の3(1)の項, 3(2)の項, 4(1)の項もしくは4(2)の項または第3項, 第4項もしくは第7項の規定の例により, 当該他の建築物について算定される額とする。

11 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(前項の規定による変更の認定の申請を除く。)に係る手数料の額は, この表の5(1)の項, 5(2)の項, 6(1)の項, 6(2)の項もしくは7の項または第5項, 第6項もしくは第8項の規定の例により, 当該申請に係る一の建築物ごとに算定される額を合算した額とする。

がこの表の3(1)の項, 3(2)の項, 4(1)の項または4(2)の項のそれぞれの項における共同住宅単位性能基準共用部分評価認定と住戸単位性能基準認定とを併せてし, または共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定と住戸単位性能基準認定とを併せてするものであるときの当該申請に係る手数料の額は, 当該それぞれの項における共同住宅単位性能基準共用部分評価認定または共同住宅単位性能基準共用部分非評価認定の申請に係る手数料の額に相当する額とする。

4～6 (略)

7 法第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請が, 基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは, 同号イに定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

8 法第12条第2項後段または第13条第3項後段の規定に基づく消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定の申請が, 基準省令第1条第1項第1号ただし書に該当するものであるときは, 同号イに定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

9 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定または法第41条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請が, 基準省令第1条第1項第1号ただし書または第10条第1号ただし書に該当するものであるときは, 標準入力法等による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

10 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請が, 基準省令第10条第1号ただし書に該当するものであるときは, 同号イ(1)および同号ロ(1)に定める基準による評価方法によるものとみなしてこの表の規定を適用する。

11 法第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画(同条第3項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。以下同じ。)の認定の申請に係る手数料の額は, この表の3(1)の項, 3(2)の項, 4(1)の項もしくは4(2)の項または第3項, 第4項もしくは第9項の規定の例により, 同条第3項に規定する申請建築物および同項に規定する他の建築物(次項において「他の建築物」という。)のそれぞれについて算定される額を合算した額とする。

12 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(建築物の新築等に関する工事の着手予定時期または完了予定時期のみの変更の認定の申請を除く。)であって, 法第35条第1項の認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に新たな建築物を他の建築物として記載するものに係る手数料の額は, この表の3(1)の項, 3(2)の項, 4(1)の項もしくは4(2)の項または第3項, 第4項もしくは第9項の規定の例により, 当該他の建築物について算定される額とする。

13 法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(前項の規定による変更の認定の申請を除く。)に係る手数料の額は, この表の5(1)の項, 5(2)の項, 6(1)の項, 6(2)の項もしくは7の項または第5項, 第6項もしくは第10項の規定の例により, 当該申請に係る一の建築物ごとに算定される額を合算した額とする。

4 函館市都市景観条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

史跡その他の重要な遺跡が所在する都市景観形成地域であって市長が指定する地域において、建築物の新築等の行為をする場合の事前協議を義務付けることとし、および土石等の物件の堆積行為を届出の対象とすることとするため

(2) 改正内容（別紙「新旧対照表」参照）

ア 史跡その他の重要な遺跡が所在する都市景観形成地域であって市長が指定する地域において建築物の新築等の行為をする場合、事前協議を行うよう規定を定める。

イ 条例第16条の2第1項に規定する都市景観形成地域の指定等に関する規定を定める。

ウ 条例第16条の2第1項に規定する都市景観形成地域における行為の届出に屋外における土石等の物件の堆積を追加する。

(3) 施行期日

公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

函館市都市景観条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(都市景観誘導指針) 第12条の2 市長は、都市景観形成地域(伝統的建造物群保存地区を除く。)内における都市景観の形成に配慮すべき事項についての指針(次項および第16条の2第3項において「都市景観誘導指針」という。)を策定するものとする。</p>	<p>(都市景観誘導指針) 第12条の2 市長は、都市景観形成地域(伝統的建造物群保存地区を除く。)内における都市景観の形成に配慮すべき事項についての指針(次項および第16条の2第5項において「都市景観誘導指針」という。)を策定するものとする。</p>
<p>2 第10条第3項の規定は、都市景観誘導指針の策定および変更について準用する。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>(行為の届出) 第13条 都市景観形成地域内における次に掲げる行為(第19条第1項各号に掲げる行為を除く。)については、法第16条第1項の規定により、市長に届け出なければならない。</p>	<p>(行為の届出) 第13条 都市景観形成地域内における次に掲げる行為(第6号に掲げる行為にあつては、第16条の2第1項に規定する都市景観形成地域における行為に限る。)(第19条第1項各号に掲げる行為を除く。)については、法第16条第1項の規定により、市長に届け出なければならない。</p>
<p>(1) 建築物等の新築(工作物にあつては、新設。第22条第1項および第23条第1項において同じ。)、増築、改築、移転もしくは除却、外観を変更することとなる修繕もしくは模様替えまたは色彩の変更 (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第4条第12項に規定する開発行為その他法第16条第1項第3号の政令で定める行為 (3) 木竹の伐採 (4) 土石類の採取 (5) 水面の埋立て</p>	<p>(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)</p>
<p>(新設) (6) その他都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのある行為で市長が別に定めるもの</p>	<p>(6) <u>屋外における土石、廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第1項に規定する廃棄物をいう。)、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)</u>その他の物件の堆積 (7) (略)</p>
<p>2 前項の規定による届出に係る景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号の条例で定める図書は、配置図、平面図その他の規則で定める図書とする。</p>	<p>2 (略)</p>
<p>3 第1項の規定は、法第16条第7項各号に掲げる行為および都市景観形成地域における都市景観の形成に影響を及ぼすおそれのない行為として規則で定めるものについては、適用しない。</p>	<p>3 (略)</p>
<p>(事前協議) 第16条の2 (新設)</p>	<p>(事前協議) 第16条の2 <u>都市景観形成地域(史跡その他の重要な遺跡が所在する地域であつて、市長が指定するものに限り、景観形成街路沿道区域を除く。)</u>において第13条第1項の規定による届出(建築物等の除却に係るものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、当該届出に係る行為についての都市景観の形成への配慮に関する市長との協議(以下「事前協議」という。)を行わ</p>

<p>(新設)</p> <p>景観形成街路沿道区域において第13条第1項の規定による届出(建築物等の除却に係るものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、<u>当該届出に係る行為についての都市景観の形成への配慮に関する市長との協議(以下「事前協議」という。)</u>を行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定により事前協議を行おうとする者は、書面により市長に申し出なければならない。</p> <p>3 市長は、前項の規定による申出があったときは、都市景観誘導指針に基づき協議事項を定め、当該申出をした者と協議をするものとする。</p> <p>4 市長は、事前協議を行う場合において必要があると認めるときは、函館市都市景観審議会の意見を聴くことができる。</p> <p>(事前協議の内容の変更)</p> <p>第16条の4 前条第2項の規定による通知を受けた者は、同項の書面に記載された事前協議の結果に係る内容を当該事前協議に係る第13条第1項の規定による届出をする前に変更しようとするときは、あらかじめ、市長と変更協議を行わなければならない。</p> <p>2 <u>第16条の2第2項から第4項まで</u>および前条の規定は、前項の変更協議について準用する。</p>	<p>なければならない。</p> <p>2 <u>第10条第3項から第6項までの規定は、前項に規定する都市景観形成地域の指定および変更について準用する。</u></p> <p>3 景観形成街路沿道区域において第13条第1項の規定による届出(建築物等の除却に係るものを除く。)をしようとする者は、あらかじめ、<u>事前協議</u>を行わなければならない。</p> <p>4 <u>第1項および前項の規定により事前協議を行おうとする者は、書面により市長に申し出なければならない。</u></p> <p>5 (略)</p> <p>6 (略)</p> <p>(事前協議の内容の変更)</p> <p>第16条の4 (略)</p> <p>2 <u>第16条の2第4項から第6項まで</u>および前条の規定は、前項の変更協議について準用する。</p>
---	--

5 令和3（2021）年度一般財団法人函館市住宅都市施設 公社事業計画の報告について

(1) 事業概要

令和3（2021）年度は、事業計画に基づき実施事業等として「公益目的事業」、その他事業として「指定管理事業」、「受託事業」および「収益事業」を実施する。

公益目的事業は、住宅や緑化に関する調査及び啓発・相談事業を実施する。

その他事業は、公営住宅等の管理に関する事業に係る指定管理事業および受託事業として、市営住宅等管理業務、市営住宅等使用料収納業務、道営住宅等管理業務、北海道公営住宅家賃等徴収事務業務、北海道住宅供給公社資産管理補完等業務、UR賃貸住宅団地等総合管理業務を実施する。

公共及び民間建築物に関する事業に係る受託事業および収益事業として、公共建築物等維持補修業務、介護保険住宅改修費支給に係る業務、建築確認検査事業を実施する。

公園及び街路樹等の維持管理に関する事業に係る指定管理事業、受託事業として、都市公園管理業務、昭和公園管理業務、戸井ウォーターパーク管理業務、道立公園管理業務、その他公園管理業務、公園環境美化推進事業業務、はこだてMOMI-Gフェスタ開催業務、東山墓園墓地管理等業務、緑地等管理業務、街路樹および植樹樹等維持管理業務、フラワーバスケット維持管理業務、市有共同墓地管理業務、売店事業および自動販売機設置事業を実施する。

(2) 予算の状況

(単位：千円)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減
一般正味財産増減の部			
当期経常増減額	6,177	30,447	△24,270
当期一般正味財産増減額	△6,090	3,070	△9,160
一般正味財産期首残高	244,289	223,824	20,465
一般正味財産期末残高 (A)	238,199	226,894	11,305
指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	△180	180
指定正味財産期首残高	3,837	9,911	△6,074
指定正味財産期末残高 (B)	3,837	9,731	△5,894
正味財産期末残高 (C)=(A)+(B)	242,036	236,625	5,411